第十三条　国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表第二（第五条及び第六条関係）	別表第二（第五条及び第六条関係）
（略）	（略）
総合特別区域法	総合特別区域法
第二十二条の二第十二項において準用する道路運送車両法第九十四条の六第一項	第二十二条の二第十二項において準用する道路運送車両法第九十四条の六第一項
船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律	（新設）
附則第六条第三項において準用する第三十条第三項において準用する船舶安全法第二十五条の五十九	
（略）	（略）
別表第三（第八条及び第九条関係）	別表第三（第八条及び第九条関係）
（略）	（略）
国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律
第二十条第七項において準用する船舶安全法第二十五条の五十三第二項	第二十条第七項において準用する船舶安全法第二十五条の五十三第二項
船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律	（新設）
附則第六条第三項において準用する第三十条第三項において準用する船舶安全法第二十五条の五十三第二項	
（略）	（略）
別表第四（第十条及び第十一条関係）	別表第四（第十条及び第十一条関係）
（略）	（略）
国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律
第二十条第七項において準用する船舶安全法第二十五条の五十三第二項	第二十条第七項において準用する船舶安全法第二十五条の五十三第二項
船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律	（新設）
附則第六条第三項において準用する第三十条第三項において準用する船舶安全法第二十五条の五十三第二項	
（略）	（略）
別表第一（第三条及び第四条関係）	別表第一（第三条及び第四条関係）
（略）	（略）
船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成三十年法律第六十一号）	附則第六条第三項において準用する第三十条第三項において準用する船舶安全法第二十五条の五十三第一項及び第二十五条の五十九
第三十条第三項（第三十一条第三項において準用する場合を含む。）において準用する船舶安全法第二十五条の五十三第一項及び第二十五条の五十九	
（略）	（略）
別表第一（第三条及び第四条関係）	別表第一（第三条及び第四条関係）
（略）	（略）
船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成三十年法律第六十一号）	附則第六条第三項において準用する第三十条第三項において準用する船舶安全法第二十五条の五十三第一項及び第二十五条の五十九
第三十条第三項（第三十一条第三項において準用する場合を含む。）において準用する船舶安全法第二十五条の五十三第一項及び第二十五条の五十九	
（略）	（略）